

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月30日
【計算期間】	第2期(自平成25年8月1日至平成26年1月31日)
【ファンド名】	ピクテ・ブランド社債ファンド(2013-02) (以下「ファンド」といいます。)
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩野 琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的に運用を行います。
信託金の限度額は1,000億円です。

ファンドの商品分類 は、単位型投信 / 内外 / 債券です。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)
一般 大型株 中小型株	年2回		
債券	年4回	日本 北米 欧州	なし
一般 公債 社債	年6回(隔月)	アジア オセアニア	
社債	年12回(毎月)	中南米 アフリカ	
その他債券 クレジット属性	日々	中近東(中東)	
不動産投信 その他資産 資産複合	その他	エマージング	

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類		定義
単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分	定義
------	----

投資対象資産	債券 社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みます)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	あり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

ファンドの特色

- a 主に『世界的なブランド企業』が発行する債券に投資し、原則として為替ヘッジを行います

日本を含む世界の社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的に運用を行います。

投資にあたっては、世界的なブランド企業が発行する債券の中から、原則として残存期間が3年未満のものを選択します。

ブランド企業とは？

商品やサービスの性能や質の高さが消費者に認識され、高い競争優位性を持つ企業を指します。

世界的なブランド企業の例 (平成26年2月末現在)
コカ・コーラ(米国、飲料) BMW(ドイツ、自動車) ロイヤル・ダッチ・シェル(オランダ、石油) LVMHモエ ヘネシー・ルイ ヴィトン(フランス、ラグジュアリー) マクドナルド(米国、レストラン) ハーレーダビッドソン(米国、自動二輪車)

ファンドは、主に投資適格社債に投資しますが、一部ハイイールド社債にも投資をします。

<ハイイールド社債例> ルノー(フランス、自動車)

上記銘柄は、ファンドの投資対象候補銘柄(平成26年2月末現在)の一例を紹介するものです。また、個別銘柄の売買の勧誘・推奨を目的としたものではありません。実際の投資対象は、これら銘柄例に限るものではなく、また投資しない場合があります。

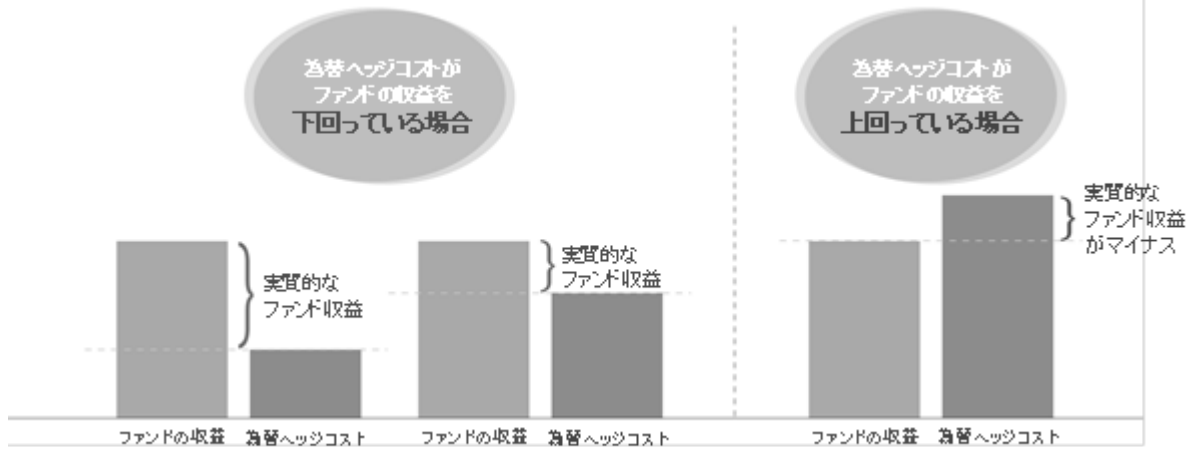
カッコ内は、(国名、業種名)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

為替ヘッジとは、為替変動の影響を抑える仕組みを指します。為替ヘッジを行うことで、価格変動を小さくすることが期待できます。為替ヘッジにはコストがかかる場合があります。投資している海外の国の短期金利よりも日本の短期金利が低い場合、その差が為替ヘッジコストとなります。

- 為替ヘッジコスト変動のイメージ -

為替ヘッジコストは金利動向によって変動します。為替ヘッジコストが低い場合は、ファンドの収益への影響が小さくなります。一方、為替ヘッジコストが高くなった場合には、ファンドの収益に与える影響が大きくなり、為替ヘッジコストがファンドの収益を上回る場合には、実質的なファンドの収益がマイナスになることが想定されます。



上記はあくまでもイメージ図です。

b 信託期間は約3年です

組入れる債券は、原則として信託期間終了日である平成28年1月29日までに償還されます。

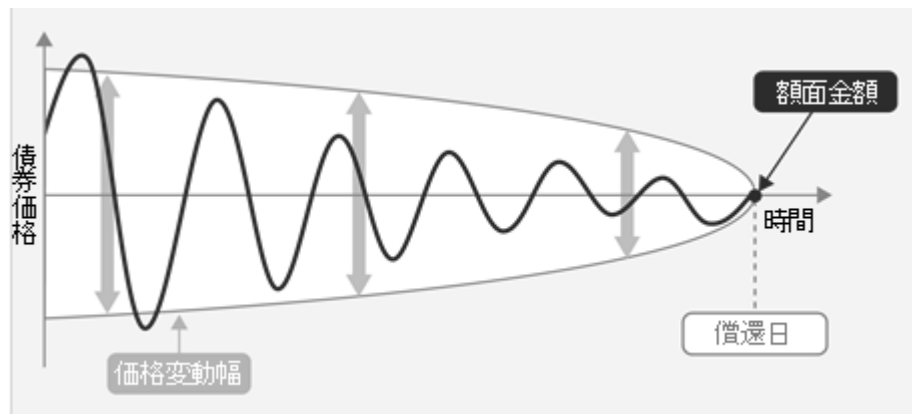
ファンドは平成25年2月1日～平成28年1月29日の約3年運用が行われます。

一般的に債券は、発行者がデフォルト（債務不履行）しない限り額面金額で償還され、また、償還日が近づくほど値動きが小さくなる傾向にあります。

ファンドは、信託期間内に償還する債券に投資することで、相対的に価格の変動を抑えることを目指します。

デフォルトとは、債券の発行者が利子や元本の支払いができなくなったこと等を指します。

- 債券価格変動のイメージ -



上記はあくまでもイメージ図です。

債券がデフォルトした場合等には、額面金額で償還されない場合があります。

なお、ファンドにおいては、組入れている債券のデフォルト・リスクが高まったと判断した場合等に、当該債券を途中売却することがあり、その場合には額面金額で売却できるとは限りません。

c 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

毎年1月、7月の各31日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 収益分配金に関する留意事項 -

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

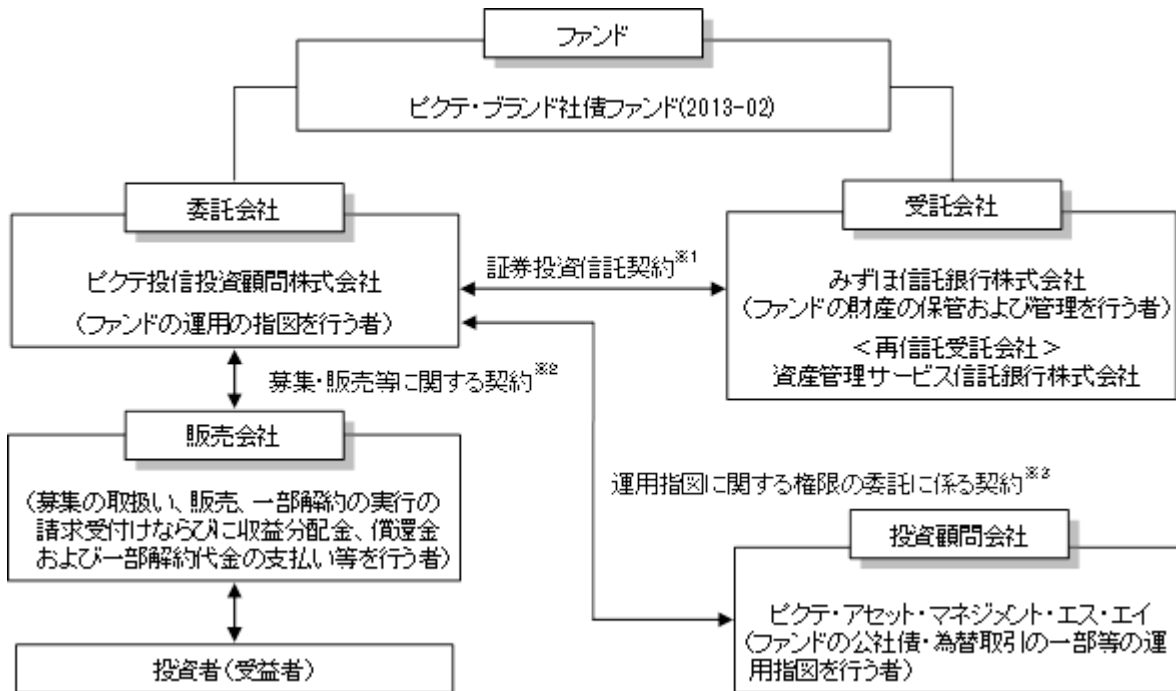
資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成25年2月1日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
- 3 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況(平成26年2月末日現在)

- ・ 資本金：2億円
- ・ 沿革：昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
平成23年 大阪事務所開設
現在に至る
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #02-00 ロビンソンロード 80	800株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的に運用を行います。

投資態度

- a 日本を含む世界の社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的に運用を行います。
- b 投資にあたっては、世界的なブランド企業が発行する債券の中から、原則として残存期間が3年未満のものを選択します。
商品やサービスの性能や質の高さが消費者に認識され、高い競争優位性を持つ企業を指します。
- c 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
- d 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a)有価証券
 - (b)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条、第23条および第30条に定めるものに限ります。)
 - (c)金銭債権((a)、(b)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - (d)約束手形((a)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- b 次に掲げる特定資産以外の資産

(a)為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に係る権限の委託を受けた者を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a 転換社債の転換または新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券
- b 国債証券
- c 地方債証券
- d 特別の法律により法人の発行する債券
- e 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- f 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g コマーシャル・ペーパー
- h 外国または外国の者の発行する証券または証書で、aからgまでの証券または証書の性質を有するもの
- i 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- j 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- k 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- l オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- m 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- n 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- o 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
- p 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- q 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- r 外国の者に対する権利でqの有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書、hならびにmの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびhならびにmの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、iおよびjの証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの

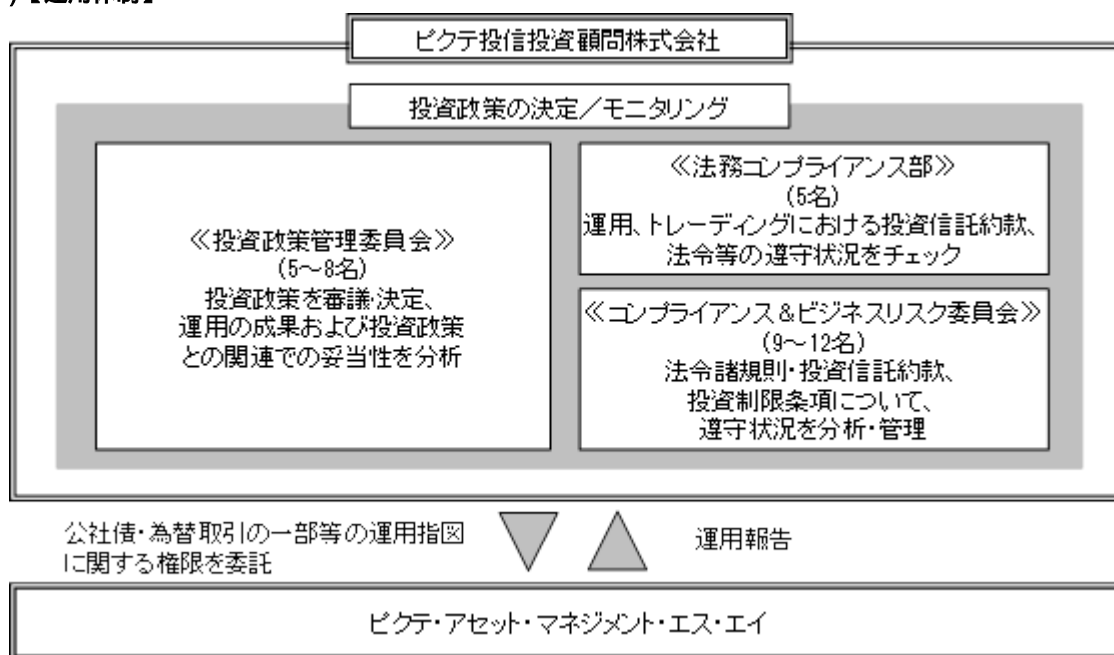
の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b 委託会社は、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- c 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- d 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- e 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- f 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- g 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- h 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

- i 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- j 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- k 委託会社は、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- l 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

(3) 【運用体制】



- ・運用にあたっては、公社債および為替取引の一部等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」へ委託します。
- ・投資政策管理委員会(5~8名)において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(5名)において、運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会(9~12名)において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。投資政策管理委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会および投資政策管理委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成26年2月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子等収益のいずれが多い額とします。
- b 収益分配金額は、利子等収益および基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- c 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託期間中の収益分配は、以下に掲げる収益分配可能額の範囲内で、別に定める収益分配方針にしたがって行います。

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務の諸費用等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額の支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

- a 当該純資産総額が、当該元本額以上(基準価額が1万円以上)の場合には、当該元本超過額、または利子等収益(利子、配当金、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から信託事務の諸費用等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額の支出金ならびに計算期間中の一部解約額に係る利子等収益に相当する額を控除した額のいずれが多い額
- b 当該純資産総額が、当該元本額に満たない(基準価額が1万円未満)場合には、利子等収益の額から信託事務の諸費用等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額の支出金ならびに計算期間中の一部解約額に係る利子等収益に相当する額を控除した額

ファンドの決算日

1月、7月の各31日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

(5)【投資制限】

株式への投資割合(投資信託約款)

株式への投資は、転換社債の転換または新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得したものに限り、その投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合(投資信託約款)

取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。))への投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用(投資信託約款)

ヘッジ目的に限定しません。

投資する株式の範囲(投資信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

上記にかかわらず、次に掲げる発行会社の発行する株式および外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- a 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているもの)に限り、)を継続的に提出している発行会社(金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているもの)に限り、)を提出している発行会社を含みます。)
 - b 会社法(平成17年法律第86号)に基づく監査(会社法施行の際に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)に基づいて行われた監査を含みます。以下同じ。))が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社
 - c 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社
- 信用取引の指図範囲(投資信託約款)

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- a 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b 株式分割により取得する株券
 - c 有償増資により取得する株券
 - d 売り出しにより取得する株券
 - e 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - f 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(eのものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- スワップ取引の運用指図(投資信託約款)

スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

直物為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

直物為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)

- a 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%以内とします。
- b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%以内とします。

公社債の空売りの指図範囲(投資信託約款)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付に係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

公社債の借入れ(投資信託約款)

借入れに係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(投資信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ(投資信託約款)

- a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

a 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

- ・ファンドは、公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
- ・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
- ・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。
- ・ハイイールド債券は格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や上記の信用リスクが高いと想定されます。

b 流動性リスク

- ・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

c 為替に関する留意点

- ・組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ヘッジコストは金利差によって変動するため、ヘッジコストがファンドの収益を上回ることとなった場合には、ファンドの基準価額が下落することが想定されます。

d 有価証券先物取引等に伴うリスク

- ・ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

e 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

- ・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ロンドン証券取引所またはジュネーブもしくはニューヨークの銀行の休業日においては、解約請求はできません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

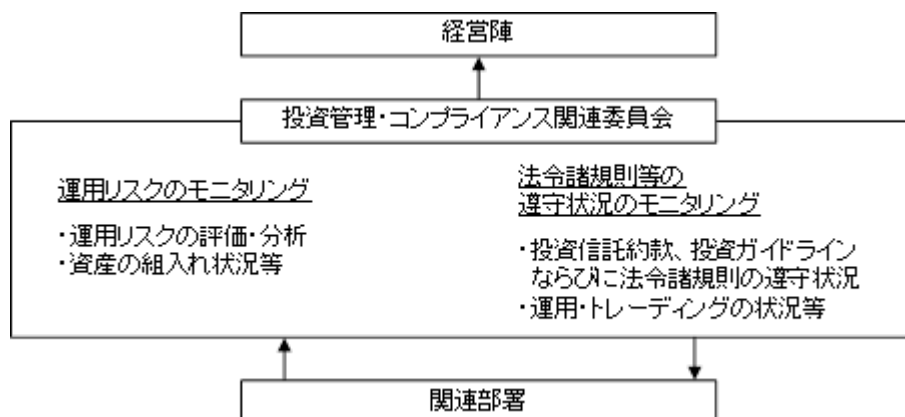
(2)リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

ファンドの運用におけるリスクの評価・分析および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署から独立した部署で行っています。

モニタリングの結果は、上記部署により定期的に投資管理またはコンプライアンス関連の委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行うことにより、適切なファンドのリスク管理を行っています。

<リスクの管理体制図>



リスクの管理体制は、平成26年2月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

平成24年12月21日から平成25年1月31日までの申込期間中に以下の申込手数料により取得申込みの受付が行われました。

1.05% (税抜1.0%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込価額(1口当たり1円)に乗じて得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとしします。

(2)【換金(解約)手数料】

解約時の手数料は、ありません。

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5616% (税抜0.52%) の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

< 信託報酬の配分(税抜) >

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.25%	年率0.25%	年率0.02%

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとしします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054% (税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは株式投資信託として取扱われます。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。))を選択することもできます。

解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)
平成50年1月1日以降	15% (所得税15%)

上記は、平成26年2月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成26年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	アメリカ	196,168,465	27.24
	フランス	139,417,737	19.36
	イギリス	95,101,824	13.21
	オランダ	56,031,340	7.78
	ケイマン島	39,805,584	5.53
	カナダ	33,926,755	4.71
	ルクセンブルグ	33,696,396	4.68
	韓国	24,483,508	3.40
	スウェーデン	24,409,449	3.39
	スペイン	23,562,013	3.27
	イタリア	19,859,742	2.76
	日本	16,254,451	2.26
		小計	702,717,264
現金・預金・その他資産(負債控除後)		17,411,655	2.42

合計(純資産総額)	720,128,919	100.00
-----------	-------------	--------

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄明細

(平成26年1月末日現在)

	銘柄名	国・地域名	種類	利率(%) 償還日	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	1.15% HARLEY-DAVIDSON FI	アメリカ	社債 券	1.15 2015/09/15	290,000	10,302.45 29,877,127	10,324.11 29,939,929	4.16
2	4% MORGAN STANLEY	アメリカ	社債 券	4.0 2015/11/17	200,000	14,746.68 29,493,372	14,676.06 29,352,120	4.08
3	6.5% KPN NV	オランダ	社債 券	6.5 2016/01/15	190,000	15,552.85 29,550,431	15,398.35 29,256,882	4.06
4	2.875% ALSTOM	フランス	社債 券	2.875 2015/10/05	200,000	14,447.51 28,895,035	14,333.03 28,666,075	3.98
5	5.125% ING BANK NV	オランダ	社債 券	5.125 2015/05/01	250,000	10,824.98 27,062,466	10,709.78 26,774,458	3.72
6	2.125% ORANGE	フランス	社債 券	2.125 2015/09/16	250,000	10,593.65 26,484,135	10,481.43 26,203,585	3.64
7	3.375% VODAFONE GROUP	イギリス	社債 券	3.375 2015/11/24	240,000	11,003.03 26,407,288	10,756.07 25,814,568	3.58
8	5.35% GOLDMAN SACHS GP	アメリカ	社債 券	5.35 2016/01/15	230,000	11,374.30 26,160,898	11,102.70 25,536,229	3.55
9	5.5% JOHNSON CONTROLS	アメリカ	社債 券	5.5 2016/01/15	220,000	11,555.18 25,421,416	11,130.48 24,487,057	3.40
10	6% HYUNDAI CAPITAL	韓国	社債 券	6.0 2015/05/05	225,000	11,303.07 25,431,929	10,881.55 24,483,508	3.40
11	5.95% VOLVO TREAS AB	スウェーデン	社債 券	5.95 2015/04/01	225,000	11,267.28 25,351,389	10,848.64 24,409,449	3.39
12	4%ALTADIS EMISIONES FINA	スペイン	社債 券	4.0 2015/12/11	160,000	14,918.12 23,869,004	14,726.25 23,562,013	3.27
13	6.25% VALE OVERSEAS LIM	ケイマン島	社債 券	6.25 2016/01/11	210,000	11,494.60 24,138,670	11,194.25 23,507,932	3.26
14	7.125% GLENCORE FINANCE	ルクセンブルグ	社債 券	7.125 2015/04/23	150,000	15,512.70 23,269,050	14,973.06 22,459,600	3.12
15	2.2% HEWLETT-PACKARD CO	アメリカ	社債 券	2.2 2015/12/01	210,000	10,392.76 21,824,814	10,506.12 22,062,852	3.06
16	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	社債 券	3.625 2020/06/29	153,000	14,292.60 21,867,678	14,280.05 21,848,477	3.03
17	3.5% COMPAGNIE DE ST GOB	フランス	社債 券	3.5 2015/09/30	150,000	14,643.98 21,965,983	14,564.50 21,846,762	3.03
18	4% LUXOTTICA	イタリア	社債 券	4.0 2015/11/10	135,000	14,845.04 20,040,804	14,710.92 19,859,742	2.76
19	XSTRATA FINANCE CAN	カナダ	社債 券	2.05 2015/10/23	170,000	10,388.65 17,660,712	10,407.27 17,692,362	2.46
20	1.3% DAIMLER FINANCE NA	アメリカ	社債 券	1.3 2015/07/31	165,000	10,348.74 17,075,428	10,331.25 17,046,576	2.37

21	4.625% HUTCHISON WHAM INT	ケイマン島	社債券	4.625 2015/09/11	150,000	11,131.50 16,697,263	10,865.10 16,297,652	2.26
22	4.125% NOMURA HOLDINGS	日本	社債券	4.125 2016/01/19	150,000	10,980.30 16,470,457	10,836.30 16,254,451	2.26
23	5.875% ANGLO AMERICAN CA	イギリス	社債券	5.875 2015/04/17	110,000	15,267.98 16,794,781	14,769.48 16,246,433	2.26
24	5% RIO TINTO ALCAN INC	カナダ	社債券	5.0 2015/06/01	150,000	11,251.03 16,876,548	10,822.92 16,234,393	2.25
25	4% RCI BANQUE SA	フランス	社債券	4.0 2016/01/25	110,000	14,578.45 16,036,297	14,726.25 16,198,884	2.25
26	8% WPP FINANCE	イギリス	社債券	8.0 2014/09/15	150,000	11,359.24 17,038,861	10,737.55 16,106,333	2.24
27	5.3% CITIGROUP INC	アメリカ	社債券	5.3 2016/01/07	140,000	11,298.37 15,817,728	11,111.96 15,556,752	2.16
28	6.5% BRITISH TELECOM PLC	イギリス	社債券	6.5 2015/07/07	100,000	15,664.68 15,664,689	15,086.01 15,086,013	2.09
29	6.125% BOUYGUES SA	フランス	社債券	6.125 2015/07/03	100,000	15,561.50 15,561,504	15,006.53 15,006,532	2.08
30	2.65% SCHLUMBERGER SA	フランス	社債券	2.65 2016/01/15	120,000	10,700.52 12,840,630	10,606.92 12,728,307	1.77
投資比率：合計								88.94

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成26年1月末日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	97.58
合計	97.58

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成25年7月31日)	739	741	10,033	10,063
第2期末(平成26年1月31日)	720	722	10,103	10,133
平成25年2月末日	769		10,014	
3月末日	755		10,038	
4月末日	754		10,078	
5月末日	749		10,083	

6月末日	739	10,021
7月末日	739	10,033
8月末日	734	10,033
9月末日	729	10,072
10月末日	730	10,093
11月末日	730	10,116
12月末日	721	10,111
平成26年1月末日	720	10,103

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、計算期間末の純資産総額に、計算期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金
第1期	自 平成25年2月1日 至 平成25年7月31日	30円
第2期	自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日	30円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期	自 平成25年2月1日 至 平成25年7月31日	0.6
第2期	自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日	1.0

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付) - 設定時の基準価額) ÷ 設定時の基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第1期	768,780,653	32,108,130
第2期		23,886,927

(注)設定総額は当初設定総額です。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

平成24年12月21日から平成25年1月31日までの申込期間中に以下の手続等により取得申込みの受付が行われました。

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。
- ・取得申込みの際は、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ・申込期間中の市況環境等によっては、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

< 申込単位 >

- ・販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。詳しくは、販売会社にてご確認ください。

< 申込価額 >

- ・1口当たり1円とします。

< 申込手数料 >

- ・1.05%(税抜1.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込価額(1口当たり1円)に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

- ・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

< 換金手続き(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブもしくはニューヨークの銀行の休業日においては、解約請求の受付は行いません。
- ・解約請求の受付は原則として午後3時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

< 解約価額 >

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。
- ・解約価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

< 解約手数料 >

- ・ありません。

< 信託財産留保額 >

- ・解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

< 解約代金のお支払い >

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

< 大口解約の制限 >

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価 または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債

総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当りに換算した価額で表示しています。

ファンドの主要投資対象である公社債は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しません。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成25年2月1日(当初設定日)から平成28年1月29日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月1日から7月31日までおよび8月1日から翌年1月31日までとすることを原則とします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還

- a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c bの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e bからdまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、bからdまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- f 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- g 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項(aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c bの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

前記の「ファンドの償還」に記載の信託契約の解約または「投資信託約款の変更等」に記載する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前記の「ファンドの償還 b」または「投資信託約款の変更等 b」に記載する書面に付記します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知っている受益者に交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用指図に関する権限の委託は、発効日から有効に存続し、両者のいずれかが契約終了日の3ヵ月以上前までに書面により契約終了の通知を行った場合、終了することができます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成25年8月1日から平成26年1月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ビクテ・ブランド社債ファンド（2013-02）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 [平成25年7月31日現在]	第2期 [平成26年1月31日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	13,744,846	1,471,891
金銭信託	897,828	764,289
コール・ローン	5,000,000	6,000,000
社債券	709,364,166	702,717,277
派生商品評価勘定	7,410,193	4,882,312
未収利息	7,491,251	8,512,735
前払費用	1,690,063	-
その他未収収益	-	90,703
流動資産合計	745,598,347	724,439,207
資産合計	745,598,347	724,439,207
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,597,119	-
未払収益分配金	2,210,017	2,138,356
未払解約金	495,200	-
未払受託者報酬	76,714	76,124
未払委託者報酬	1,917,340	1,902,795
その他未払費用	195,023	193,013
流動負債合計	6,491,413	4,310,288
負債合計	6,491,413	4,310,288
純資産の部		
元本等		
元本	736,672,523	712,785,596
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,434,411	7,343,323
元本等合計	739,106,934	720,128,919
純資産合計	739,106,934	720,128,919
負債純資産合計	745,598,347	724,439,207

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 平成25年2月1日(設定日) 至 平成25年7月31日	第2期 自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日
営業収益		
受取利息	14,229,733	14,570,586
有価証券売買等損益	6,578,315	5,251,174
為替差損益	676,560	12,220
その他収益	-	90,703
営業収益合計	6,974,858	9,422,335
営業費用		
受託者報酬	78,038	77,229
委託者報酬	1,950,756	1,930,648
その他費用	317,930	302,959
営業費用合計	2,346,724	2,310,836
営業利益又は営業損失()	4,628,134	7,111,499
経常利益又は経常損失()	4,628,134	7,111,499
当期純利益又は当期純損失()	4,628,134	7,111,499
期首剰余金又は期首欠損金()	-	2,434,411
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,294	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,294	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	64,231
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	64,231
分配金	2,210,017	2,138,356
期末剰余金又は期末欠損金()	2,434,411	7,343,323

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期	第2期
	自 平成25年2月1日(設定日) 至 平成25年7月31日	自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期	第2期
	(平成25年7月31日現在)	(平成26年1月31日現在)
1. 元本の推移		
設定年月日	平成25年2月1日	平成25年2月1日
設定元本額	768,780,653円	768,780,653円
期首元本額	768,780,653円	736,672,523円
元本残存率	95.8%	92.7%
2. 計算期間末日における受益権の総数	736,672,523口	712,785,596口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期		第2期		
	自 平成25年2月1日(設定日) 至 平成25年7月31日		自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
当ファンドの配当等収益額	A	14,229,733円	当ファンドの配当等収益額	A	14,661,289円
経費	B	2,346,724円	経費	B	2,310,836円
差引配当等収益額	C=A-B	11,883,009円	差引配当等収益額	C=A-B	12,350,453円
当ファンドの当期末残存受益権口数 D		736,672,523口	当ファンドの当期末残存受益権口数 D		712,785,596口
当ファンドの期中平均残存受益権口数 E		750,179,953口	当ファンドの期中平均残存受益権口数 E		725,623,709口
分配可能額	F=C*D/E	11,669,048円	分配可能額	F=C*D/E	12,131,942円
10,000口当たり分配可能額	G=F/D*10,000	158.40円	10,000口当たり分配可能額	G=F/D*10,000	170.20円
10,000口当たりの分配額	H	30円	10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=D*H/10,000	2,210,017円	収益分配金金額	I=D*H/10,000	2,138,356円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第1期	
	自 平成25年2月1日(設定日)	至 平成25年7月31日
	第2期	
	自 平成25年8月1日	至 平成26年1月31日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は社債券、為替予約取引であります。 当該金融商品には、金融商品市場における金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。 為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金・配当金等の受取りのため、また外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期	
	自 平成25年2月1日(設定日)	至 平成25年7月31日
	第2期	
	自 平成25年8月1日	至 平成26年1月31日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。	
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期(平成25年7月31日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	6,645,314円
合計	6,645,314円

第2期(平成26年1月31日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	11,473,709円
合計	11,473,709円

(デリバティブ取引等に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

第1期(平成25年7月31日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	440,379,436		432,969,243	7,410,193
	ユーロ	299,445,481		301,042,600	1,597,119
合計		739,824,917		734,011,843	5,813,074

第2期(平成26年1月31日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	432,685,797		430,899,600	1,786,197
	ユーロ	288,886,615		285,790,500	3,096,115
合計		721,572,412		716,690,100	4,882,312

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	第1期 (平成25年7月31日現在)	第2期 (平成26年1月31日現在)
一口当たり純資産額	1.0033円	1.0103円
(一万口当たり純資産額)	(10,033円)	(10,103円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価金額	備考
社債券	米ドル	1.15% HARLEY-DAVIDSON FI 2015/09/15	290,000	291,074.56	
		1.3% DAIMLER FINANCE NA 2015/07/31	165,000	165,726.00	
		2.125% COCA-COLA ENTERPR 2015/09/15	100,000	101,910.00	
		2.125% ORANGE 2015/09/16	250,000	254,750.00	
		2.2% HEWLETT-PACKARD CO 2015/12/01	210,000	214,494.00	
		2.65% SCHLUMBERGER SA 2016/01/15	120,000	123,744.00	
		2.8% TOYOTA MTR CRED 2016/01/11	100,000	103,810.00	
		3.375% VODAFONE GROUP 2015/11/24	240,000	250,968.00	
		4.125% NOMURA HOLDINGS 2016/01/19	150,000	158,025.00	
		4.625% HUTCHISON WHAM INT 2015/09/11	150,000	158,445.00	
		5% RIO TINTO ALCAN INC 2015/06/01	150,000	157,830.00	
		5.125% ING BANK NV 2015/05/01	250,000	260,300.00	
		5.3% CITIGROUP INC 2016/01/07	140,000	151,242.00	
		5.35% GOLDMAN SACHS GP 2016/01/15	230,000	248,262.00	
		5.5% JOHNSON CONTROLS 2016/01/15	220,000	238,062.00	
		5.625% FORD MOTOR CRED 2015/09/15	100,000	107,200.00	
		5.95% VOLVO TREAS AB 2015/04/01	225,000	237,307.50	
		6% HYUNDAI CAPITAL 2015/05/05	225,000	238,027.50	
		6.25% VALE OVERSEAS LIM 2016/01/11	210,000	228,543.00	

		8% WPP FINANCE 2014/09/15	150,000	156,585.00	
		ARCELORMITTAL 2015/08/05	106,000	109,243.60	
		XSTRATA FINANCE CAN 2015/10/23	170,000	172,004.30	
		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	3,951,000 22銘柄	4,127,553.46 (424,560,148)	
ユーロ		2.875% ALSTOM 2015/10/05	200,000	205,580.00	
		3.5% COMPAGNIE DE ST GOB 2015/09/30	150,000	156,675.00	
		4% LUXOTTICA 2015/11/10	135,000	142,425.00	
		4% MORGAN STANLEY 2015/11/17	200,000	210,500.00	
		4% RCI BANQUE SA 2016/01/25	110,000	116,171.00	
		4%ALTADIS EMISIONES FINA 2015/12/11	160,000	168,976.00	
		4.875%BANQUE PSA FINANCE 2015/09/25	78,000	81,642.60	
		5.875% ANGLO AMERICAN CA 2015/04/17	110,000	116,512.00	
		6.125% BOUYGUES SA 2015/07/03	100,000	107,620.00	
		6.125% LAFARGE SA 2015/05/28	50,000	52,950.00	
		6.5% BRITISH TELECOM PLC 2015/07/07	100,000	108,190.00	
		6.5% KPN NV 2016/01/15	190,000	209,817.00	
		7.125% GLENCORE FINANCE 2015/04/23	150,000	161,070.00	
		HSBC HOLDINGS PLC 2020/06/29	153,000	156,687.30	
		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	1,886,000 14銘柄	1,994,815.90 (278,157,129)	
合計		〔うち外国証券〕 銘柄数	36銘柄	702,717,277 〔702,717,277〕	

(注)

1. 各通貨毎の小計欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	社債券 22銘柄	100.0%	60.4%
ユーロ	社債券 14銘柄	100.0%	39.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**（平成26年1月末日現在）

資産総額	724,439,207円
負債総額	4,310,288円
純資産総額(-)	720,128,919円
発行済数量	712,785,596口
1万口当たり純資産額(/)	10,103円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換について

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) (1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1)資本金の額**

平成26年2月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構**経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

投資運用の意思決定機構

投資運用業および投資助言・代理業に係る投資政策を審議・決定するとともに、その運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析する機関として、投資政策管理委員会を置きます。

投資政策管理委員会は、資産運用部長、ポートフォリオマネージャーその他議長が指名する者をもって構成します。

投資政策管理委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策管理委員会が随時招集されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成26年2月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次の通りです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類			本数	純資産総額(円)	
追加型投資信託	国内	株式	7	13,212,268,345	
		債券	1	686,062	
	海外	株式	-	7	330,430,100,206
			インデックス型	2	984,110,710
		債券	14	163,782,023,300	
	内外	株式	15	926,815,262,782	
		債券	7	17,618,729,422	
資産複合		12	80,004,384,261		
単位型投資信託	内外	債券	1	705,152,087	
合計			66	1,533,552,717,175	

種類は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第28期 (平成24年12月31日現在)	第29期 (平成25年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		5,608,131	2,254,479
前払費用		48,084	32,617
未収委託者報酬		886,328	1,106,455
未収収益		118,332	115,522
繰延税金資産		202,255	243,653
その他		21,256	5,120
流動資産計		6,884,388	3,757,849
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	1	167,704	145,729
器具備品	1	57,040	43,207
有形固定資産合計		224,744	188,936
無形固定資産			
ソフトウェア		156,127	109,622
その他		831	831
無形固定資産合計		156,959	110,454
投資その他の資産			
投資有価証券			3,198
長期前払費用		333	
長期差入保証金		211,665	220,626
繰延税金資産		472,414	461,171
投資その他の資産合計		684,413	684,996
固定資産計		1,066,117	984,388
資産合計		7,950,506	4,742,237
負債の部			
流動負債			
預り金		24,966	24,437
未払金			

未払手数料	529,181	681,058
その他未払金	367,785	324,507
未払法人税等	125,965	393,266
賞与引当金	451,369	502,467
その他	10,569	92,842
流動負債合計	1,509,836	2,018,579
固定負債		
退職給付引当金	1,221,385	1,232,890
役員退職慰労引当金	380,852	349,194
資産除去債務	52,262	52,845
固定負債合計	1,654,500	1,634,930
負債合計	3,164,337	3,653,510
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	4,536,169	838,603
利益剰余金合計	4,586,169	888,603
株主資本合計	4,786,169	1,088,603
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		123
評価・換算差額等合計		123
純資産合計	4,786,169	1,088,726
負債・純資産合計	7,950,506	4,742,237

（2）【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	第29期 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,231,095	16,565,321
その他営業収益	392,432	417,705
営業収益計	12,623,527	16,983,026
営業費用		
支払手数料	7,664,592	10,539,856
広告宣伝費	186,039	208,856
調査費		
調査費	120,502	124,867
委託調査費	651,502	687,966
委託計算費	213,036	234,138
営業雑経費		
通信費	50,986	55,949
印刷費	244,856	360,785

諸会費		12,011	12,208
図書費		1,963	1,878
諸経費		6,601	3,520
営業費用計		9,152,093	12,230,028
一般管理費			
給料			
役員報酬		34,556	61,628
給料・手当		1,468,364	1,580,269
役員賞与		328	166,004
賞与		20,794	46,715
賞与引当金繰入		451,369	502,467
旅費交通費		83,693	125,323
租税公課		17,120	23,362
不動産賃借料		224,700	228,757
退職給付費用		285,248	190,892
役員退職慰労引当金繰入		5,163	12,165
固定資産減価償却費		145,099	135,524
消耗器具備品費		22,606	23,934
人材採用費		18,486	21,542
修繕維持費		86,372	89,508
諸経費		147,484	184,925
一般管理費計		3,011,388	3,393,022
営業利益		460,046	1,359,976
営業外収益			
受取利息		7	4
その他		2,820	2,340
営業外収益計		2,827	2,344
営業外費用			
支払手数料		18,639	18,771
その他		299	3,894
営業外費用計		18,938	22,666
経常利益		443,934	1,339,654
特別利益			
その他			1,223
特別利益計			1,223
特別損失			
固定資産除却損	1	7,774	1,273
その他			6,551
特別損失計		7,774	7,825
税引前当期純利益		436,160	1,333,052
法人税、住民税及び事業税		360,218	560,847
法人税等調整額		141,984	30,229
法人税等合計		218,233	530,618
当期純利益		217,927	802,434

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	200,000	50,000	4,318,242	4,368,242	4,568,242			4,568,242
当期変動額								
当期純利益			217,927	217,927	217,927			217,927
当期変動額合計			217,927	217,927	217,927			217,927
当期末残高	200,000	50,000	4,536,169	4,586,169	4,786,169			4,786,169

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	200,000	50,000	4,536,169	4,586,169	4,786,169			4,786,169
当期変動額								
剰余金の配当			4,500,000	4,500,000	4,500,000			4,500,000
当期純利益			802,434	802,434	802,434			802,434
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)						123	123	123
当期変動額合計			3,697,566	3,697,566	3,697,566	123	123	3,697,443
当期末残高	200,000	50,000	838,603	888,603	1,088,603	123	123	1,088,726

重要な会計方針

区分	第28期		第29期	
	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日		自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券		(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。	
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。		(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	

	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 平成24年12月31日現在		第29期 平成25年12月31日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	188,125千円	建物付属設備	202,184千円
器具備品	233,591千円	器具備品	253,238千円

(損益計算書関係)

第28期 自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日		第29期 自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	
1 固定資産除却損は次のとおりであります。		1 固定資産除却損は次のとおりであります。	
建物付属設備	4,429千円	建物付属設備	1,071千円

器具備品	3,344千円	器具備品	202千円
------	---------	------	-------

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第28期事業年度期首 株式数 (株)	第28期事業年度 増加株式数 (株)	第28期事業年度 減少株式数 (株)	第28期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800			800
合計	800			800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度期首 株式数 (株)	第29期事業年度 増加株式数 (株)	第29期事業年度 減少株式数 (株)	第29期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800			800
合計	800			800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年9月10日 臨時株主総会	普通株式	4,500,000	利益剰余金	5,625,000	平成24年12月31日	平成25年9月17日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	207,289千円
1年超	415,301千円

合計	622,590千円
----	-----------

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	218,620千円
1年超	258,331千円
合計	476,951千円

(金融商品に関する注記)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっておりますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成24年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,608,131	5,608,131	
未収委託者報酬	886,328	886,328	
未払手数料	529,181	529,181	
その他未払金	367,785	367,785	

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,608,131					
未収委託者報酬	886,328					

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成25年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,254,479	2,254,479	
未収委託者報酬	1,106,455	1,106,455	
未払手数料	681,058	681,058	
その他未払金	324,507	324,507	

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	2,254,479					
未収委託者報酬	1,106,455					

(有価証券関係)

第28期(平成24年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。2. 当事業年度中に売却されたその他有価証券(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
該当事項はありません。

第29期(平成25年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,000	2,202	202
	小計	2,000	2,202	202
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	996	3
	小計	1,000	996	3
合計		3,000	3,198	198

2. 当事業年度中に売却されたその他有価証券(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第28期 (平成24年12月31日現在)	第29期 (平成25年12月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務に関する事項	(1)退職給付債務 1,221,385千円 (2)退職給付引当金 1,221,385千円	(1)退職給付債務 1,232,890千円 (2)退職給付引当金 1,232,890千円
3. 退職給付費用に関する事項	退職給付費用 285,248千円 (1)勤務費用 200,746千円 (2)利息費用 10,221千円 (3)数理計算上の差異の費用処理額 74,281千円	退職給付費用 190,892千円 (1)勤務費用 202,830千円 (2)利息費用 9,418千円 (3)数理計算上の差異の費用処理額 21,356千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	(1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (2)割引率 0.78% (3)数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額損益処理しております。	(1)退職給付見込額の期間配分方法 同左 (2)割引率 0.61% (3)数理計算上の差異の処理年数 同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

区分	第28期 (平成24年12月31日)	第29期 (平成25年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	573,634千円	564,332千円
未払事業税否認	9,970千円	31,863千円
賞与引当金損金算入限度超過額	171,565千円	190,988千円
資産除去債務	15,223千円	17,708千円
その他	24,395千円	24,461千円
繰延税金資産小計	794,790千円	829,352千円
評価性引当額	120,119千円	124,452千円
繰延税金資産合計	674,670千円	704,900千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額		75千円
繰延税金負債小計		75千円
繰延税金資産合計(純額)	674,670千円	704,825千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第28期 (平成24年12月31日)	第29期 (平成25年12月31日)		
法定実効税率 (調整)	40.7%	法定実効税率 (調整)	38.0%
交際費等永久に損金算入されない項目	2.7%	交際費等永久に損金算入されない項目	1.4%
評価性引当金	0.4%	評価性引当金	0.3%
法人税率の変更等による影響	6.1%	法人税率の変更等による影響	4.4%
その他	0.1%	その他	4.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8%

(資産除去債務関係)

第28期(平成24年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- (2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	51,685千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	千円
時の経過による調整額	577千円
当事業年度末残高	<u>52,262千円</u>

第29期(平成25年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
(2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	52,262千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	千円
時の経過による調整額	583千円
当事業年度末残高	<u>52,845千円</u>

(セグメント情報等)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,231,095千円	297,223千円	95,208千円	12,623,527千円

(2) 地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計

外部顧客への営業収益	16,565,321千円	318,582千円	99,123千円	16,983,026千円
------------	--------------	-----------	----------	--------------

(2)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第28期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ビクテアセットマネジメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社		投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注1)	337,038	未払金	28,668
同一の親会社を持つ会社	ビクテアセットマネジメントリミテッド	英国、ロンドン	GBP959,789	資産運用会社		投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注1)	274,376	未払金	76,564
							翻訳事務手数料の受取(注3)	1,829	未収収益	
同一の親会社を持つ会社	ビクテアンドシー(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF100,000,000	銀行		現金の預入	現金の引出(注2)		現金・預金	1,762,551
同一の親会社を持つ会社	ビクテファンズ(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社		投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注1)	40,087	未払金	40,087
							翻訳事務手数料の受取(注3)	249	未収収益	
同一の親会社を持つ会社	ビクテグローバルセレクションファンドマネジメントエスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社		投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取(注3)	10,158	未収収益	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の支払いについてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注3)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運 用会社		投資運用の 委託契約	運用手数料 の支払 (注1)	344,155	未払金	23,993
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP959,789	資産運 用会社		投資運用の 委託契約 投資運用に 関するサービ スの提供	運用手数料 の支払 (注1)	310,210	未払金	71,593
							翻訳事務手 数料の受取 (注2)	3,542	未収 収益	3,542
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アンドシー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF100,000,000	銀行		現金の預入	現金の引出	1,762,551	現金・ 預金	
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ ファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産運 用会社		投資運用の 委託契約 投資運用に 関するサービ スの提供 役員の兼任	運用手数料 の支払 (注1)	33,600	未払金	3,272
							翻訳事務手 数料の受取 (注2)	249	未収 収益	249
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ グローバル セレクション ファンド マネージメント エスエー	ルクセン ブルグ	CHF650,000	資産運 用会社		投資運用に 関するサービ スの提供	翻訳事務 手数料の受取 (注2)	9,314	未収 収益	9,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の支払いについてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第28期事業年度 自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日		第29期事業年度 自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	
1株当たり純資産額	5,982,711円59銭	1株当たり純資産額	1,360,908円72銭
1株当たり当期純利益	272,408円87銭	1株当たり当期純利益	1,003,043円08銭
損益計算書上当期純利益	217,927千円	損益計算書上当期純利益	802,434千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	217,927千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	802,434千円
差額		差額	
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3)通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】**(1)定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成25年9月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------

資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
------------------	-----------	---

平成25年9月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

平成25年9月末日現在

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	1,000万スイスフラン (1,161百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

平成26年3月31日現在。スイスフランの円貨換算は、平成26年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=116.14円)によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社より運用指図に係る権限の委託を受け、ファンドの公社債および為替に関する取引の一部等に関する運用の指図を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・グループのパートナーです。

第3【参考情報】

当計算期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成25年10月31日提出 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年3月7日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月5日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ブランド社債ファンド(2013-02)の平成25年8月1日から平成26年1月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ブランド社債ファンド(2013-02)の平成26年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。